

札幌市議会の傍聴に関する規則（新旧対照表）

改 正 前	改 正 後
（<u>議場</u>への入場禁止） 第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。 （傍聴席に入ることができない者） 第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) （略） (2) <u>示威のための旗、プラカード、拡声装置等を持っている者</u> (3) <u>異様な服装をしている者</u> (4) （略） (5) （略）	（<u>議場等</u>への入場禁止） 第5条 傍聴人は、<u>議場及び委員会室のうち傍聴席を除いた部分（以下「議場等」という。）</u>に入ることができない。 （傍聴席に入ることができない者） 第6条 <u>次の各号のいずれかに</u>該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) （略） (2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場等にいる者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> (3) （略） (4) （略） <u>2 議長等は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、書記その他の職員に指示をして、前項第1号又は第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u>

改 正 前	改 正 後
(傍聴人の<u>禁止行為</u>) 第7条 傍聴人は、傍聴席に<u>ある</u>ときは、次の<u>行為</u>をしては<u>ならない</u>。 (1) <u>会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明すること。</u> (2) <u>飲食又は喫煙</u> (3) <u>携帯電話の使用</u> (4) <u>会議の妨害又は他の傍聴者の傍聴の妨げとなるような行為</u> (5) <u>その他会議の秩序を乱す行為</u>	<u>3 議長等は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u> (傍聴人の<u>守るべき事項</u>) 第7条 傍聴人は、傍聴席に<u>いる</u>ときは、次の<u>事項</u>を<u>守らなければならない</u>。 (1) <u>静粛にすること。</u> (2) <u>議場等における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場等にいる者に対して示威的行為をしないこと。</u> (3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。</u> (4) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u> (5) <u>その他議場等の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u> <u>(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)</u>

改 正 前	改 正 後
(傍聴人の退場) <u>第8条</u> 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>速やかに退場</u>しなければならない。 (違反に対する措置) <u>第9条</u> (略)	<u>第8条</u> 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長等の許可を得た者は、この限りでない。 (傍聴人の退場) <u>第9条</u> 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>直ちに退場</u>しなければならない。 (違反に対する措置) <u>第10条</u> (略)